

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………(農業経済課)	52
告 示	
○一般競争入札の実施……………(原子力安全対策課)	52
○北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正……………(法制文書課)	53
○北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人の一部改正……………(法制文書課)	53
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定の一部改正……………(総合企画部総務課)	53
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(総合企画部所管分 その3)……………(総合企画部総務課)	54
○土地改良法による換地処分決定……………(農地調整課)	55
○土地改良法による道営換地計画の変更決定……………(農地調整課)	55
○土地改良区の役員の退任の届出……………(土地改良指導課)	55
○土地改良区連合の役員の就任の届出……………(土地改良指導課)	55
○土地改良区の定款の変更の認可……………(土地改良指導課)	55
○道営土地改良事業変更計画の決定……………(土地改良指導課)	56
○道営土地改良事業の工事の完了……………(土地改良指導課)	56
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定の一部改正……………(水産林務部総務課)	56
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………(治山課)	56
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………(治山課)	56
○公共測量の実施の通知……………(建設部総務課)	57
○道路の区域の変更……………(道路整備課)	57
○道路の区域の変更及び供用の開始……………(道路整備課)	58
○公有水面の埋立ての免許の出願……………(砂防災害課)	59
○一般競争入札の実施……………(物品管理課)	59
公 表	

○河川整備計画の決定(3件)……………(河川課)	60
公 告	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税務課)	61
○第35期北海道地方労働委員会使用者委員の推薦……………(労政福祉課)	61
○業務委託の実施機関の募集……………(道産食品安全室)	61

道函館土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	62
------------------------	----

道人事委員会規則

○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則……………	62
--	----

道人事委員会告示

○市町村等へ派遣される職員に係る特地位局及びその級別並びに準特地位局の指定の一部改正……………	63
---	----

監査委員公表

○監査公表第10号……………	63
----------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	73
○特定調達契約に係る入札の公告……………	74
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	75
○特定調達契約に係る入札の公告……………	76

公布された規則のあらまし

◇北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第107号)

- 趣旨
農業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。
- 内容
農業近代化資金の利子補給率のうち、年0.65パーセントとあるものを年0.4パーセントに引き下げることにした(第2条の表関係)。
- 施行期日等
この規則は、公布の日から施行し、平成15年7月18日以後の利子補給承認分から適用することとした。

◇北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1047)

- 趣旨及び内容

と畜場法の改正等に伴い、次に掲げる規則について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

- (1) 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）
- (2) 北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-180）
- (3) 給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成15年8月29日から適用することとした。

規

則

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第107号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和37年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.65パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成15年7月18日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第1591号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 警報付きポケット線量計 92個

イ シンチレーションサーバイメータ	8台
ウ GMサーバイメータ	2台
エ 防護帽	50個
オ 防護服（布）	50着
カ 防護服（雨着）	55着
キ 防護服（防寒着）	65着
ク 手袋（綿）	15ダース
ケ 手袋（ゴム）	19ダース
コ 手袋（軍手）	8ダース
サ 防護靴	90足
シ 靴下	12ダース
ス 防護マスク全面	77個
セ 防護マスク半面	44個
ソ 防護マスクフィルターその1	212個（106組）
タ 防護マスクフィルターその2	238個（119組）

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納 入 期 日 平成15年10月14日から17日までのうち、双方合意した日に一括納品

- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎 3階総合防災対策室防災連絡員室
- (2) 入 札 日 時 アからウまで 平成15年9月19日 午前10時
エからタまで 平成15年9月19日 午後1時30分

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室 原子力安全対策課 電話番号 011-231-4111 内線 22-863 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等及び電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年9月16日 (2) 提 出 場 所 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課	イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 内線 22-863 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。
	北海道告示第1592号 平成6年北海道告示第1479号(北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報)の一部を次のように改正する。 平成15年9月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 製菓衛生師試験の項中「北海道保健福祉部食品衛生課」を「北海道保健福祉部食品衛生課及び北海道渡島保健所」に改める。 菓種商販売業認定試験の項中「北海道保健福祉部業務課及び道立の各保健所」を「北海道保健福祉部医務業務課及び道立の各保健所」に改める。 水産業改良普及員資格試験の項中「北海道水産林務部企画調整課」を「北海道水産林務部水産振興課」に改める。
	北海道告示第1593号 平成6年北海道告示第1480号(北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人)の一部を次のように改正する。 平成15年9月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 「財団法人道民活動振興センター 社団法人北海道栽培漁業振興公社」を「財団法人道民活動振興センター」に、「財団法人北海道建設技術センター 人北海道科学・産業技術振興財団」を「財団法人北海道建設技術センター」に改める。
	北海道告示第1594号 平成15年北海道告示第543号(平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定)の一部を次のように改正する。 平成15年9月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 4 離島振興対策事業の項中「のうち4月から7月までに要する経費」を削る。 5 離島航路旅客定期航路事業の項(2)運賃割引事業の事項中「1月から3月」を「1月から12月」に改める。

北海道告示第1595号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等

を次のとおり定める。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

（総合企画部所管分 その3）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 地域政策事業（特定課題事業） 全道的な観点から対応しなければならない重要課題等に対し、機動的かつ確に対応するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 広域連合 知事が適当と認める団体	次に掲げるいずれかに該当する場合、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業に要する経費 1 道の重要施策の推進のため特定の事業を支援することが必要な場合 2 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置づけられた事業で支援することが必要な場合 3 市町村の自主的な合併の推進のため特定の事業を支援することが必要な場合	2分の1以内	共通第2号様式 共通第6号様式（設備整備事業の場合に限る。） 共通第7号様式（不動産取得の事業の場合に限る。） 共通第8号様式（施設整備事業の場合に限る。） 共通第9号様式（その他の整備事業の場合に限る。） 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第6号様式（設備整備事業の場合に限る。） 共通第7号様式（不動産取得の事業の場合に限る。） 共通第8号様式（施設整備事業の場合に限る。） 共通第9号様式（その他の整備事業の場合に限る。） 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	この補助金は、単独事業に係る市町村負担（地方債が充当される場合は、地方債を充当した後の市町村負担）を軽減するために交付するものである。
2 地域政策事業（一般事業） 地域自らが選択して決定する地域完結型活性化策の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれる各種のハード事業に対し、支庁が配当された予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 広域連合	別記に掲げる事業に要する経費					

(別記)

ハード系事業分

対 象 支 庁	補 助 対 象 経 費
石狩支庁、空知支庁、上川支庁、宗谷支庁及び網走支庁を除く支庁	1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備事業 4 スポーツ施設整備事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興施設整備事業 7 港湾利用促進施設整備事業 8 地域振興上特に必要と認められる事業
石狩支庁、空知支庁及び上川支庁	1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備事業 4 スポーツ施設整備事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興施設整備事業 7 地域振興上特に必要と認められる事業
宗谷支庁	1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備事業 4 スポーツ施設整備事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興施設整備事業 7 港湾利用促進施設整備事業
網走支庁	1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備事業 4 スポーツ施設整備事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興施設整備事業 7 港湾利用促進施設整備事業 8 地域政策上特に必要と認められる事業

北海道告示第1596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、中富良野町寿第2地区の換地処分をした。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定により、東神楽町忠栄高台上地区の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年9月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、森町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

退 任 年 月 日	理 事・監事の別	氏 名	住 所
平成15. 6. 4	理 事	葛 西 進	茅部郡森町字尾白内町1041番地

北海道告示第1599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任 の 別	就退任年月日	理 事・ 監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成15. 6. 26	理 事	高 倉 重 義	夕張郡長沼町東1線北1番地
同	同	監 事	松 本 稔	同 東5線北1番地
同	同	同	袴 田 忍	同 由仁町山桝999番地
同	同	同	有 澤 邦 晴	空知郡栗沢町字岐阜122番地

北海道告示第1600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年9月1日、浦

白土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1601号

道営土地改良（北駒場地区畑地帯総合整備〔緊急整備型〕（農業用排水、農道、土層改良、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成15年9月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1602号

道営土地改良（浜頓別中部地区一般農道整備（集乳農道））事業の工事を平成14年10月30日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1603号

平成15年北海道告示第548号（北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

別記2－2の項中2の(1)の事項中「100分の50以内」を「100分の56以内」に改め、同項中3の(1)の事項中「100分の40以内」を「100分の44以内」に改める。

北海道告示第1604号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 白糠郡白糠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
白糠町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 白糠郡白糠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1605号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
(3) 解除の理由	道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。)
3(1) 解除予定保安林の所在場所	爾志郡熊石町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
(3) 解除の理由	道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び熊石町役場に備え置いて縦覧に供する。)
4(1) 解除予定保安林の所在場所	上川郡上川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(2) 保安林として指定された目的	水源のかん養
(3) 解除の理由	道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
5(1) 解除予定保安林の所在場所	斜里郡清里町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
(3) 解除の理由	ダム事業用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び清里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 道路の種類	道道
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	
路線名	区間
深川多度志線	深川市多度志67番地先から 深川市多度志88番地先まで
	変更前後の別
	前
	後
函館恵山線	亀田郡恵山町字豊浦1番1地先から 亀田郡恵山町字日浦341番2地先まで
	前
	後
乙部港線	爾志郡乙部町字元町145番地先から 爾志郡乙部町字緑町107番地先まで
	前

6(1) 解除予定保安林の所在場所	広尾郡広尾町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(2) 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
(3) 解除の理由	道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1606号

石狩市長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 作業種類	公共測量(都市計画図作成及び座標変換)
2 作業期間	平成15年9月1日から平成16年3月31日まで
3 作業地域	石狩市

北海道告示第1607号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

縦覧場所	北海道札幌土木現業所
縦覧場所	北海道函館土木現業所
縦覧場所	同

北 檜 山 大 成 線	久遠郡大成町字太田国有林檜山森林管理署乙部森林経営センター1017林班い小班地先から久遠郡大成町字富磯394番地先まで	後	15.50mから 28.28mまで	360.00m	—	北海道函館土木現業所
		前	8.00mから 40.00mまで	3,928.44m	—	
		後	16.80mから 106.80mまで	3,928.44m	—	
築別炭礦築別停車場線	苫前郡羽幌町字曙265番1地先から 苫前郡羽幌町字曙266番1地先まで	後	10.00mから 91.35mまで	3,266.74m	—	北海道留萌土木現業所
		前	17.43mから 20.79mまで	50.00m	—	
		後	17.43mから 29.19mまで	50.00m	—	
十 勝 岳 温 泉 美 瑛 線	上川郡美瑛町字美瑛原野328番8地先から 上川郡美瑛町字美瑛原野457番6地先まで	前	14.54mから 14.54mまで	558.55m	—	北海道旭川土木現業所
		後	19.49mから 24.73mまで	558.55m	—	
		前	14.00mから 29.00mまで	1,612.50m	—	
北 見 津 別 線	網走郡津別町字最上268番1地先から 網走郡津別町字最上252番2地先まで	後	14.00mから 43.00mまで	1,612.50m	—	北海道網走土木現業所
		後	20.00mから 67.70mまで	1,536.00m	—	
		前	9.01mから 12.96mまで	50.00m	—	
江 南 清 里 停 車 場 線	斜里郡清里町字江南網走南部森林管理署1109林班は小班地先から斜里郡清里町字江南網走南部森林管理署1109林班は小班地先まで	後	9.01mから 44.21mまで	50.00m	—	同
		前	17.45mから 27.35mまで	1,070.07m	—	
		前	17.50mから 45.81mまで	1,070.00m	—	
釧 路 鶴 居 弟 子 屈 線	釧路市鶴野65番4地先から 釧路市鶴野69番3地先まで	後	17.45mから 39.95mまで	1,070.07m	—	北海道釧路土木現業所
		後	17.50mから 64.17mまで	1,070.00m	—	

北海道告示第1608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
霞台森停車場線	茅部郡森町霞台17番1地先から 茅部郡森町霞台17番7地先まで	前	12.20mから 19.29mまで	203.55m	—	北海道函館土木現業所
		後	12.20mから 19.29mまで	203.55m	—	
		後	11.50mから 23.11mまで	208.57m	—	

北海道告示第1609号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 出願年月日 平成15年5月26日

2 出願者

- (1) 名称 ウトロ漁業協同組合
- (2) 住所 斜里郡斜里町ウトロ東117番地
- (3) 代表者の氏名 代表理事組合長 今井 鐵男

3 埋立区域

- (1) 位置 斜里郡斜里町ウトロ西176番地先の公有水面
- (2) 区域 次の①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

①の地点 漁港原点四等三角点宇登呂（北緯44度04分16秒083、東経144度59分39秒059、X＝8,171.500、Y＝59,603.610）から方向角167度24分37秒の方向367.67mの地点

②の地点 ①の地点から方向角100度50分19秒の方向46.16mの地点

③の地点 ②の地点から方向角153度20分02秒の方向6.09mの地点

④の地点 ③の地点から方向角205度50分12秒の方向11.99mの地点

⑤の地点 ④の地点から方向角221度09分11秒の方向97.70mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角266度08分54秒の方向7.07mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から方向角311度09分13秒の方向37.00mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から方向角356度08分54秒の方向7.07mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から方向角41度09分13秒の方向63.94mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から方向角25度50分14秒の方向17.60mの地点

(3) 面積 5,058.37㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 斜里郡斜里町ウトロ西176番地先の公有水面

(2) 区域 次の④の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び④の地点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

④の地点 漁港原点四等三角点宇登呂（北緯44度04分16秒083、東経144度59分39秒059、X＝8,171.500、Y＝59,603.610）から方向角167度58分58秒の方向354.16mの地点

⑤の地点 ④の地点から方向角100度50分15秒の方向74.12mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角205度50分11秒の方向32.81mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から方向角221度09分13秒の方向114.18mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から方向角311度09分13秒の方向72.65mの地点

(3) 面積 9,259.78㎡

5 埋立地の用途 漁港関連施設用地

北海道告示第1610号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 調達をする物品等の名称
P P C用紙A 4再生上質紙1箱当たりの単価
- イ 数量 調達予定数量
P P C用紙A 4再生上質紙 11,727箱
- (2) 調達をする物品等の仕様書等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成16年3月31日から
- (4) 納 入 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎等
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎1階出納局入札室
- (2) 入 札 日 時 平成15年10月1日 午後2時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。
- 6 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であり、最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提 出 期 限 平成15年9月26日 正午
- (2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課
- 11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道出納局物品管理課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 32-288
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

公 表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川球浦川、二級河川烏頭川及び二級河川白水川に係わる河川整備計画を定めたので、別紙のとおり公表する。
（「別紙のとおり」は、省略し、北海道建設部河川課、函館土木現業所及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川上古丹川に係わる河川整備計画を定めたので、別紙のとおり公表する。
（「別紙のとおり」は、省略し、北海道建設部河川課、函館土木現業所及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川床丹川に係わる河川整備計画を定めたので、別紙のとおり公表する。
（「別紙のとおり」は、省略し、北海道建設部河川課、小樽土木現業所及び島牧村役場に

備え置いて縦覧に供する。） 平成15年9月9日 北海道知事 高 橋 はるみ		2 被推薦資格を有する者 労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。 3 推薦候補者の数 別段の制限はない。 4 推薦期間 平成15年9月9日（火）から15日（月）まで 5 推薦書の提出先 北海道経済部労政福祉課 6 その他 不明な点については、北海道経済部労政福祉課に照会すること。	
公 告			
地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。 平成15年9月9日 北海道知事 高 橋 はるみ		次のとおり、北海道が業務を委託する者を募集する。 なお、詳細は、募集要領による。 平成15年9月9日 北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 氏 名 又 は 名 称	株式会社ミタカ	1 業務概要	
(2) 代 表 者 の 氏 名	村上 富敏	(1) 業 務 名	道産食品独自認証制度モデル事業認証業務
(3) 主たる事務所又は事業所の所在地	函館市万代町7番26号	(2) 業務概要	道産食品独自認証制度モデル事業におけるロースハム製造加工業者に係る認証申請書の受付及び認証並びに認証手続に関する課題整理等
(4) 指 定 の 取 消 年 月 日	平成15年8月1日	(3) 契約期間	契約締結日から平成16年1月31日まで
2(1) 氏 名 又 は 名 称	酢谷商事株式会社	2 応募の手続等	
(2) 代 表 者 の 氏 名	酢谷 昭雄	(1) 担当部室	北海道農政部道産食品安全室
(3) 主たる事務所又は事業所の所在地	岩内郡岩内町字大和10番地の6		郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(4) 指 定 の 取 消 年 月 日	平成15年6月3日		電話番号 011－231－4111 内線 27－671
3(1) 氏 名 又 は 名 称	尾田石油株式会社		ファクシミリ 011－232－7334
(2) 代 表 者 の 氏 名	尾田 一夫	(2) 募集要領及び応募書類の配布期間、場所及び方法	
(3) 主たる事務所又は事業所の所在地	旭川市宮下通15丁目	ア 期 間	平成15年9月9日（火）から16日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで）
(4) 指 定 の 取 消 年 月 日	平成15年6月1日	イ 場 所	(1)に同じ。
労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、北海道地方労働委員会の使用者委員（補欠の委員1人）の候補者の推薦を求める。 平成15年9月9日 北海道知事 高 橋 はるみ		ウ 方 法	直接配布又は北海道農政部道産食品安全室のホームページからのダウンロード URL：http://www.pref.hokkaido.jp/nousei/ns-rtsak/shokuan/modelbosyu.htm
1 推薦資格を有する者及び推薦手続		(3) 応募書類の提出期限	
(1) 使用者委員候補者を推薦できる使用者団体は、北海道の区域内のみに組織を有し、労働問題を主要な業務として取り扱う使用者団体であること。			
(2) 上記(1)の使用者団体が使用者委員候補者を推薦しようとするときは、別記様式の推薦書を提出すること。 なお、別記様式は、北海道経済部労政福祉課に請求すること。			

平成15年9月17日（水）午後5時まで	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号
道 函 館 土 木 現 業 所	道 人 事 委 員 会 規 則
北海道函館土木現業所告示第4号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年9月9日 北海道函館土木現業所長 佐々木 眞	北海道職員の特務勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年9月9日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄
1 落札に係る物品の名称及び数量 (1) ロータリ除雪車（2.6m・3,400t/h級） 1台 （ロータリ除雪車1台（400PS級）と交換） (2) ロータリ除雪車（2.2m・2,300t/h級） 1台 （ロータリ除雪車1台（300PS級）と交換） (3) ロータリ除雪車（1.3m・700t/h級） 1台 （ロータリ除雪車1台（80PS級）と交換） (4) 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・1W） 1台 （ロータリ除雪車1台（200PS級）と交換） 2 落札者を決定した日 平成15年8月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ナラサキ産業株式会社 住 所 室蘭市海岸町3丁目3番2号 (2)及び(3) 氏 名 株式会社栗林商会 住 所 室蘭市入江町1番地19 (4) 氏 名 北海道いすゞ自動車株式会社 住 所 札幌市中央区宮の森2条1丁目2番55号 4 落札金額 (1) 41,716,500円 (2) 28,035,000円 (3) 11,854,500円 (4) 25,420,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道函館土木現業所告示第2号	北海道人事委員会規則7－1047 北海道職員の特務勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則 （北海道職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部改正） 第1条 北海道職員の特務勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。 別表作業区分の欄中「と畜検査」を「とちく検査」に改める。 （北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部改正） 第2条 北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－180）の一部を次のように改正する。 第2条第2号エを次のように改める。 エ とちく検査員 （給料の調整額に関する規則の一部改正） 第3条 給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7－188）の一部を次のように改正する。 別表第1保健所の項第1号中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第10条」を「第14条」に、「と畜検査員」を「とちく検査員」に改め、同項第3号中「と畜場法第10条」を「と畜場法第14条」に、「と畜検査員」を「とちく検査員」に改め、同表食肉衛生検査所の項第1号中「と畜場法第10条」を「と畜場法第14条」に、「と畜検査員」を「とちく検査員」に改め、同項第3号中「と畜場法第13条第1項」を「と畜場法第17条第1項」に、「第14条第2項」を「第18条第2項」に、「と畜検査員」を「とちく検査員」に改め、同項第4号中「と畜場法第10条」を「と畜場法第14条」に、「と畜検査員」を「とちく検査員」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道職員の特務勤務手当の支給に関する規則、北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則及び給料の調整額に関する規則の規定は、平成15年8月29日から適用する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第12号

平成13年北海道人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地区局及びその級別並びに準特地区局の指定）の一部を次のように改正し、平成15年6月1日から適用する。ただし、第2項の表網走支庁管内の項の規定は、平成15年4月1日から適用する。

平成15年9月9日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第2項の表留萌支庁管内の項の次に次のように加える。

宗谷	稚内市中央3丁目	稚内市役所
----	----------	-------

第2項の表網走支庁管内の項中

「紋別市幸町2丁目 紋別市役所」を
「紋別市幸町5丁目 紋別市オホーツク交流センター」に改める。

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った平成14年度に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年9月9日

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 伊 藤 政 信
北海道監査委員 前 田 榮 一
北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1 監査の概要

1 監査の実施部局及び実施期間

監査は、公営企業会計に係る部局を除く全559部局について、平成14年9月から平成15年7月までの間に実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成14年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理につい

て、合規性の視点や経済性、効率性及び有効性の視点から次の事項に重点を置いて実施した。

- ア 道税、貸付金など各種債権の収入確保について
- イ 旅費の執行について
- ウ 前渡資金の執行について
- エ 業務委託・物品借上・物品購入に係る契約の執行について
- オ 公共工事に係る入札・契約手続について
- カ 工事（技術）の執行について
- キ 補助事業及び委託事業の執行について

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施した。

- (1) 全559部局のうち、291部局については実地監査を、268部局については書面監査を実施した。

部 局 名	本 庁	出先機関等	計	実地監査	書面監査
知 事 部 局	9	147	156	132	24
各種委員会等事務局	5	—	5	5	—
教 育 庁	1	323	324	127	197
警 察 本 部	1	73	74	27	47
計	16	543	559	291	268

- (2) 実地監査については、監査実施部局から監査資料の提出を求め、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類、その他関係書類等についてその内容を確認するとともに、関係職員から聞き取るなどの方法により実施した。
- (3) 書面監査については、監査実施部局から監査資料及び支出（支払）証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を、次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

なお、指摘事項については、部局名を記載することとした。

《指摘事項》

- ア 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- イ 収入確保に適切な措置を要するもの

- ウ 予算を目的外に支出しているもの
 エ 予定価格の積算に誤りがあり、契約金額が正当な積算金額を上回っているもの
 オ 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
 カ 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
 キ 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

上記のうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

2 監査結果

監査の結果、全559部局のうち、財務に関する事務の執行が総体として適正であると認められた部局は438部局、是正又は改善を求めた部局は121部局であり、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものの件数は、次のとおりである。

区 分	指 摘 事 項	指 導 事 項	検 討 事 項	計
予 算	6	3	1	10
収 入	7	13	1	21
支 出	16	58	4	78
契 約	12	26	2	40
財 産	7	24	—	31
工事(技術)	—	61	2	63
経 営 管 理	1	—	—	1
そ の 他	11	41	—	52
計	60	226	10	296

第3 監査結果の概要

1 予算に係る事項

《指摘事項》

ア 授乳コーナーに設置するベビーベッド及び授乳用椅子について、備品購入費で執行すべきところを工事請負費で執行していたものが1件、17万7,922円あった。

(岩見沢保健所)

イ 公宅の暖房機の取替において、備品購入費で執行すべきところを工事請負費で執

行していたものが2件、19万6,875円あった。(中央農業試験場)

ウ エアコンの設置において、備品購入費で執行すべきところを需用費で執行していたものが1件、12万3,207円あった。(室蘭保健所)

エ 緑地等保守管理業務の内容が、敷地内の草刈り等の人的サービスの提供である場合には、役務費で執行しなければならないが、委託料で執行していたものが1件、107万1,000円あった。(向陽学院)

オ 試験場敷地内の交通事故防止用標識等の設置において、需用費で執行すべきところを委託料で執行していたものが1件、13万8,810円あった。(畜産試験場)

カ 翌年度に執行する業務を年度開始前に委託契約する場合には、債務負担行為等の予算措置が必要であるが、この措置がされていない自家用電気工作物保守管理業務について、年度開始前に委託契約を締結していた。(渡島保健所)

《指導事項》

ア 出張所庁舎電話線移設等の少額工事において、「(項)建設管理費(目)土木現業所費」で執行すべきところを「(項)道路橋りょう費(目)道路新設改良費」で執行しているものがあった。

イ 看板の材料費用を業者が負担した看板作成経費に係る支出において、需用費で執行すべきところを役務費で執行しているものがあった。

ウ 交際費を執行できる職員が、関係団体の主催する研修会等とその後の懇親会に来賓として出席する場合には、懇親会の会費はその必要性や出席人数を十分検討の上、交際費での執行が可能であるが、負担金で執行しているものがあった。

《検討事項》

母子相談員、家庭相談員及び母子福祉資金償還促進協力員は非常勤の特別職であることから、旅費の支給に当たっては「費用弁償」で執行することとされているが、一般職職員と同様の「普通旅費」で執行しているので、実態に応じた支出となるよう検討する必要がある。

2 収入に係る事項

(1) 収入未済額が多額となっているもの

《指摘事項》

収入の確保については、さまざまな努力が認められるが、次の収入については、収入未済額が1億円以上となっていた。

(単位：千円)

収 入 項 目	収入未済額	所 管 部 等
道 税	17,490,514	総 務 部
母子福祉資金貸付金等	2,219,931	保 健 福 祉 部

中小企業近代化に係る高度化資金貸付金等	5,787,500	経 済 部
林業改善資金貸付金	192,157	水 産 林 務 部
道営住宅使用料等	674,806	建 設 部
附属病院診療料	165,478	札幌医科大学

《指導事項》

農業改良資金貸付金、公立高等学校奨学資金貸付金、河川に係る堤塘使用料、海岸占用料及び高等学校授業料収入については、収入未済額がそれぞれ1,000万円以上となっていた。

(2) 収入事務の取扱いが適切でないもの

《指摘事項》

美術館の入館者から受け取った観覧料については、収入取扱員が指定金融機関等へ払込みを行わなければならないが、この払込みを恒常的に臨時職員に行わせていた。
(旭川美術館)

《指導事項》

ア 自動車税の課税において、課税に必要な自動車登録等に係る電算プログラムの修正を誤り、本来適用すべき税率と異なった税率を適用したため、課税を誤っているものがあった。

イ 道税収入に係る滞納整理において、催告や滞納処分停止の措置を長期間行っていないものがあった。

ウ 母子入院施設を利用する介護者の食費を減免する場合には、介護者の属する世帯の全員について住民税の課税状況を確認しなければならないが、世帯のうち介護者又は世帯主の課税状況のみの調査により減免しているものがあった。

エ 公報誌の有償頒売において、年度の途中に購読の申し込みがあった場合には、その都度調定を行うこととされているが、年度末に一括して調定しているものがあった。

オ 歳入の調定をしたときは、直ちに納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、土地貸付収入に係る納入通知書の送付が著しく遅延しているものがあった。

カ 収入取扱員が公衆電話料金を収納する場合には、開庫立会人の立ち会いの下に現金の収納を行い、現金領収証書の発行や現金等収納払込集計票等を作成して、出納事務に係る日常検査を受けることとなっているが、これらの事務処理を行っていないものがあった。

キ 各種検査料の収納において、収入科目を誤っているものや収入票を使用すべきところを現金領収証書を使用しているものなどがあった。

ク 北海道競馬の勝馬投票券の発売額と現金収入額との間に、過不足を生じているものがあった。

ケ 収入証紙が過ちょう付となっている場合には、当該過ちょう付相当額を速やかに還付しなければならないが、還付事務が著しく遅延しているものがあった。

(3) その他

《検討事項》

主任計量者試験については、現在、受験者から受験料を徴していないが、地方分権一括法の施行に伴い各都道府県が独自に条例を制定し手数料を徴収することが可能となったこと、試験実施に当たっては、試験問題の作成、採点、合格証の交付事務等の人員費、試験会場の借上げ料、通信費等の経費を要すること、道が有料で実施している他の資格取得試験等との均衡を図る必要があること、既に有料化を実施している府県があること等から、経費の受益者負担について検討する必要がある。

3 支出に係る事項

3-1 諸手当

(1) 扶養手当等の支給を誤っているもの

《指摘事項》

扶養手当等の支給において、同居している親の所得額を誤って把握し、扶養親族として認定したため、当該手当等が1名分、9万3,216円過払いとなっていた。

(中央乳児院)

《指導事項》

扶養手当等の支給において、子供が雇用保険の受給により、扶養親族としての要件を欠くこととなったが、届出を怠っていたため、過払いとなっているものがあった。

(2) 住居手当の支給を誤っているもの

《指摘事項》

単身赴任手当が支給されている職員で、配偶者が居住するための住宅を借りている場合には、職員居住に係る住居手当の2分の1の額が支給されるが、この支給額を誤ったため、1名分、6万500円が過払いとなっていた。(胆振森づくりセンター)

《指導事項》

住居手当は、その支給対象となる事実の生じた日の翌月から支給することとされているが、住居移転に伴う手当の支給の始期を誤ったため、過払いとなっているものがあった。

(3) 通勤手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

通勤手当の支給において、定期券の額を誤って認定したため、過払いとなっているものがあった。

(4) 時間外勤務手当の支給を誤っているもの

《指摘事項》

ア 時間外勤務手当の支給において、時間外勤務時間数の整理を誤ったため、支給額に過不足を生じているものが23名分、12万5,404円あった。（経済部）

イ 週休日に勤務を命じた場合において、週休日の振替ができないときは時間外勤務手当を支給しなければならないが、支給していないものや支給単価を誤ったため支給額が過少となっているものが、6名分、30万5,162円あった。（札幌医科大学）

《指導事項》

ア 時間外勤務手当の支給において、時間数の集計や支給単価を誤ったため、過払いとなっているものや支給額が過少となっているものがあった。

イ 時間外勤務手当の支給において、時間外勤務を行っていないのに手当を支給しているものや、時間外勤務を行っているのに手当を支給していないものがあった。

ウ 同一週内で週休日の振替を行った場合には、時間外勤務手当の支給対象とならないが、誤って支給しているものがあった。

エ 週休日の振替を別の週に行った場合には、時間外勤務手当を支給することとされているが、支給していないものがあった。

オ 時間外勤務手当の支給において、週休日の振替に伴い週休日となった日の時間外勤務の支給単価を誤ったため、支給額が過少となっているものがあった。

(5) 特殊勤務手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

ア 週休日等に部活動指導業務や引率指導業務を行った場合に支給する教員特殊業務手当について、従事時間数を満たしていない指導業務に手当を支給しているものや、支給対象となる指導業務に従事したが手当を支給していないものがあった。

イ 夜間課程勤務手当の支給において、1か月の従事日数が勤務すべき日数の2分の1以下の場合には、従事日数に応じてその月額を調整して支給することとされているが、夜間課程勤務に該当しない日を従事日数に含めたため、過払いとなっているものがあった。

(6) 寒冷地手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

寒冷地手当の支給において、世帯区分の変更に伴う追給を行っていないものがあった。

(7) その他

《検討事項》

単身赴任手当の加算額については、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの交通距離の区分に応じて支

給することとされているが、手当の認定事務を適切に行うため、八雲町と江差町の間など経路が複数ある場合の「合理的と認められる通常の交通の経路」について明確にする必要がある。

3-2 賃 金

《指摘事項》

職員が年休等を取得した場合の代替職員として、第3種臨時職員を雇用しているが、職員が年休等を取得していない日についても雇用していたため、賃金が344日分、253万1,899円不経済な支出となっていた。（中央乳児院）

《指導事項》

ア 臨時職員の賃金の支給において、休日勤務手当の支給対象とならない日に勤務した者に休日勤務手当を支給したため、過払いとなっているものがあった。

イ 臨時職員の賃金の支給において、有給休暇を誤って欠勤として賃金を計算したため、1日分の賃金が未払いとなっているものがあった。

3-3 旅 費

(1) 支給等を誤っているもの

《指摘事項》

ア 旅費の執行において、非常勤の特別職である病院等診療業務委嘱医に対し、出張とは認められない自宅と勤務所との往復に、旅費を208日分、83万6,160円支給していた。（小児総合保健センター）

イ 外国旅行に係る旅費の精算において、精算に係る旅費請求書に、概算払いを受けた旅行先でのバス料金の領収書など支払を証明する書類が添付されておらず、バス料金の支払の事実が明確になっていないものが3件、15万1,800円あった。（農政部）

ウ 赴任旅費の支給において、扶養親族でない配偶者を扶養親族移転料等の支給対象としたため、支給額が1名分、9万3,839円過払いとなっていた。（空知教育局）

エ 航空機を利用して旅行した場合には、旅費請求書に航空機の搭乗券の半券又は航空会社が発行する搭乗証明書を添付することとされているが、旅行代理店が発行した搭乗証明書を添付していた。（帯広保健所）

《指導事項》

ア 旅費の支給において、航空賃は現に支払った金額を支給することとされているが、現に支払った金額より高い普通運賃を支給したため、過払いとなっているものがあった。

イ 旅費の支給において、航空会社のキャンペーンにより現金の払戻しを受けたが、旅費の減額調整を行わなかったため、過払いとなっているものがあった。

ウ 旅費の支給において、用務終了後に年休を取得した者にその日の宿泊料を支給し

たため、過払いとなっているものがあった。

エ 旅費の支給において、用務終了後、用務地に宿泊する命令となっていたが、自己都合により他の地域で宿泊したため、過払いとなっているものがあった。

オ 外国旅行において、公務が予定されていた日の日程を変更し、私的なものとして旅行したが、この日の日当を支給したため、過払いとなっているものがあった。

その旅行に随行した職員に対しては、旅行命令権者が口頭で用務地を変更する命令を行っているが、旅行命令簿においてその処理が行われず、また、概算払に係る旅費の精算は旅行終了後2週間以内に行うこととされているが、1か月以上遅れて精算しているものがあった。

カ 旅費の支給において、単身赴任者が用務終了後に引き続き配偶者等の居住地に滞在する場合には、帰路の交通費を支給できるが、この取扱いに該当しないものについて、帰路の交通費を支給しているものがあった。

キ 旅費の支給において、旅行命令簿の旅行期間や宿泊日数を誤って入力したため、支給額が過少となっているものがあった。

ク 研修のための旅行において、普通旅費で支給する期間を日額旅費で支給したため、支給額が過少となっているものがあった。

ケ 赴任旅費の支給において、正当な理由により荷物が着かなかったため有料の宿泊施設等に泊まった場合には、5日5夜の着後手当を支給することができるが、荷物が到着しないことについての正当な理由が認められないものに対し、5日5夜の着後手当を支給したため、過払いとなっているものがあった。

コ 赴任旅費の支給において、扶養親族の移転区間を誤ったため、過払いとなっているものや、移転料の距離区分を誤ったため、支給額が過少となっているものがあった。

サ 航空機利用の旅行において、旅費請求書に搭乗半券を添付できない場合には、旅行命令権者は旅行者に理由書と用務先の対応証明等を提出させ、航空機を利用した事実を確認することとされているが、搭乗半券を提出していない往路について理由書が添付されているのみで、その事実確認が十分に行われていないものがあった。

シ 外国旅行に係る旅費の精算において、精算に係る旅費請求書には、航空賃や旅行雑費等の支払を証明する書類及び利用する航空路に係る運賃の等級や支給を受けることができる運賃の額を証明する書類を添付することとされているが、これらの書類が添付されていないものがあった。

(2) 経済性を欠いているもの

《指摘事項》

旅費の支給において、用務に係る会議の主催者から宿泊施設を指定されたときに要する宿泊料金等の額が、旅費の宿泊料を下回ることが明らかな場合には、任命権者と

協議して宿泊料の額を調整することとなっているが、5名分、11万4,650円の減額調整を行わないまま旅費を支給していた。

なお、旅行者が主催者に支払った参加費用のうちには、講師謝金など負担金等で措置できる経費があった。
(根室支庁)

《指導事項》

ア 旅費の支給において、1泊2日の行程で用務の終了が可能であったが、特段の理由もなく2泊3日の旅行としたため、不経済な支出となっているものがあった。

また、宿泊を必要とする理由が明確になっていないものがあった。

イ 旅費の支給において、会議の主催者から指定された宿泊施設の料金が、明らかに旅費の宿泊料を下回っていたが、減額調整を行わないまま支給しているものがあった。

(3) その他

《検討事項》

修学旅行の引率に係る教員等の旅費のうち、交通費について、実際に要した経費と支給額との間に差が生じていることから、旅費条例第37条に基づく旅費の調整について検討する必要がある。

3-4 需用費

《指導事項》

被服の貸付において、被服は耐用年数経過後に貸し付けることとされているが、特段の理由もなく、耐用年数1年の被服を貸付後4か月で新たに貸し付けているものがあった。

3-5 使用料及び賃借料

《指摘事項》

ア 外勤におけるタクシーの借上げは、公用車や他の交通機関を利用することができない場合などに限られているが、バスを利用することが可能であった外勤において、タクシーを借上げしていたものが497件、87万7,240円あった。

(釧路高等看護学院)

イ 賃借料の執行において、CD-ROM版の法令集を借上げしているが、当該法令集は北海道例規データベース等、他に代替するものがあることから、賃借料12万6,000円が不経済な支出となっていた。
(保健福祉部)

ウ 外国旅行において、空港からの移動や用務先訪問等のために小型バスを借上げしているが、利用予定がなくなった日の借上げについて、この借上げの変更ができなかったことにより、1台分、20万円の借上料が不経済な支出となっていた。

また、この借上契約においては、契約に関する準備行為の決定まではされているが、支出負担行為の決定が行われておらず、契約の履行確保や事故に係る賠償責任

等を明確にするために必要な契約書等も作成されていなかった。（総合企画部）
《指導事項》

- ア タクシーやバス等の借上げにおいて、公用車の使用が可能であったが、その使用予定を十分に把握せずに借り上げたため、不経済な支出となっているものがあつた。
- イ 会場の借上げにおいて、庁舎内会議室の使用が可能であったが、その使用予定や出席予定者数を十分に把握せずに会場を借り上げたため、不経済な支出となっているものがあつた。

3-6 負担金、補助及び交付金

《指導事項》

- ア 地域政策補助金等の交付事務において、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定しなければならないが、事務処理が遅れたため年度末に交付決定を行っているものや、交付決定の遅延により、補助対象事業に係る委託契約で、契約期間の始期を締結日から遡らせているものがあつた。
- イ 生涯学習振興奨励費補助金の実績報告において、実績報告書は、原則として補助事業の完了の日から30日以内に提出させることとされているが、特段の理由もなく実績報告が遅延しているものがあつた。

3-7 その他の支出

《指摘事項》

- ア 産業医の報酬については、産業医活動記録票で職務履行の確認を行い支給しなければならないが、活動記録票において執務実績がない月について、報酬32万4,500円を支払っていた。（中央農業試験場）
- イ 非常勤の特別職には通勤手当を支給できないが、非常勤特別職のと畜検査員に対し、定額の報酬に通勤手当相当額を8名分、36万2,951円加算して支給していた。（釧路保健所）
- ウ 森林基幹道四季の丘線設計委託業務契約において、委託契約書に約定されていない前金払を行っていた。（上川支庁）

《指導事項》

- ア 学校医の報酬は、執務記録簿に基づいて支給することとなっているが、執務記録簿に執務実績の記載がない月について、報酬を支払っているものがあつた。
- イ 報酬で支給する非常勤一般職の通勤手当において、自動車使用者の通勤手当の算定基礎となる通勤距離は、一般的に利用される最短の経路によることとされているが、十分な確認をせずに異なる経路で手当を認定したため、報酬が過払いとなっているものがあつた。
- ウ 学習情報提供システムのために設置した電話回線について、当該システムの利用中止により不要となったI S D N回線の解約手続が遅れたため、電話料が不経済な

支出となっているものがあつた。

- エ 道路除雪業務の委託において、道路パトロールに係る作業単価の適用を誤ったため、委託料が過払いとなっているものがあつた。
- オ 立木伐採に係る補償費の執行において、補償費の算定に用いる単価の改定が行われたが、改定前の単価で積算した補償額で契約したため、補償額が過大となっているものや過少となっているものがあつた。
- カ 自家用電気工作物保安管理業務委託契約等において、委託料等の支払は、業務の履行を確認した翌月の支払期日までに行うこととしているが、期日までに支払われていないものや、契約書に支払が遅延した場合の遅延利息に係る規定が定められていないものがあつた。
- キ 水道及び下水道料金の支払において、平成14年1月10日納期限の支払を遅延し、平成14年度予算で支出しているものがあつた。

《検討事項》

- ア 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付金について、在学生に対する4、5月分の貸付が遅れていることから、事務手続きの改善や申請書類の簡素化について検討する必要がある。
- イ 原子爆弾被爆者健康診断実施要領等においては、受診者に対して最寄りの健康診断実施委託契約医療機関までの往復交通費を支給することとされているが、最寄りとは認め難い契約医療機関までの交通費を支給しているものがあつたので、交通費の支給のあり方について検討する必要がある。

4 契約に係る事項

4-1 工事契約

《指摘事項》

- ア 庁舎の改修工事において、最低制限価格の算定を誤り、本来落札者とすべき者を失格としたため、契約金額が86万1,000円割高となり、不経済な支出となっていた。（天北農業試験場）
- イ 工事に係る指名競争入札の執行において、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結するなどの実績がある場合には、入札保証金の納付を免除できることとされているが、指名選考した業者が当該免除規定に該当するかどうかの確認を行わないまま、当該実績のない業者に対して入札保証金の納付を免除していた。（江別保健所）

《指導事項》

- ア 予定価格が250万円を超える工事や100万円を超える設計等の委託業務については、発注見通しや入札及び契約の状況等について公表することとされているが、これらの公表が行われていないものがあつた。

イ 指名競争入札参加者の指名については、原則7人以上とすることとされているが、指名選考委員会における選定の基準が不適切なため、6人の指名となっているものがあつた。

ウ 予定価格調書の作成は予算執行行為であるが、予算配当がない年度開始前に、工事請負契約に係る予定価格調書の作成を行っているものがあつた。

エ 光ファイバー管路の引き込み工事において、労務費を二重に計上したため、積算額が過大となっているものがあつた。

オ 工事請負契約において、入札書の文言の一部を補正させるため、入札後に入札書の差し替えが行われているものがあつた。

カ 工事請負契約において、請負人が下請負人を選定した場合には、請負人から通知を受けることとなっているが、この通知を受けていないものがあつた。

キ 工事の完成検査は、現地で実施することとされているが、職員住宅解体工事において、届出のあつた書類、写真等による確認のみで、現地での検査を行っていないものがあつた。

ク 工事完成検査調書については、事務執行課長等に報告を要することとされているが、特段の理由もなく、この報告を行っていないものがあつた。

《検討事項》

屋外プールの覆いシートの更新等の工事は、本庁で作成する設計図書により教育局において契約を締結しているが、施工期間を屋外プールの使用開始前に設定することにより、覆いシートの取り付け、取り外しの回数を減少させることが出来ることから、設計図書の作成時期について検討する必要がある。

4-2 委託契約

《指摘事項》

ア 交換手が不要となるダイヤルイン方式とするため、新たな電話交換機を導入したが、その後7か月間ダイヤルイン方式を実施せず、ダイヤルイン方式へ変更後も引き続き電話交換業務を委託したため、委託料が122万7,450円不経済な支出となっていた。(十勝農業試験場)

イ 電話交換設備の保守点検業務委託において、1名の人工で点検できる業務を2名で積算したため、契約額が57万8,760円割高となっていた。

(花・野菜技術センター)

ウ 自閉症児等に対する相談支援等の業務に係る委託料については、受託者から提出された収支精算書を審査の上、当該委託業務に係る委託料の額を確定することとされているが、委託した業務とは別の業務に係る人件費が含まれている収支精算書により額を確定していた。

また、委託業務を処理するために委託料で購入したパーソナルコンピュータやそ

の周辺機器等については、業務の完了後、速やかに道に帰属するための手続をとらなければならないが、これを行っていなかった。(保健福祉部)

エ 校舎改修工事において、設計業務を工事業者に無償で行わせていた。(紋別高等看護学院、釧路高等看護学院)

オ 指名競争入札の執行において、提出された委任状の内容を確認しなかったため、入札の権限のない者を入札に参加させていた。(中央水産試験場)

カ 庁舎警備、清掃、暖房業務の委託契約において、入札後に予定価格調書及び予定価格算出内訳書の記載誤りを発見したため、これらの書類を差し替えていた。(江差保健所)

《指導事項》

ア 校舎清掃業務委託に係る予定価格の積算において、所要延べ人員の計算を誤ったため、割高な契約となっているものがあつた。

イ エレベーター設備保守点検業務委託に係る予定価格の積算において、この業務に適用すべき単価を誤ったことや諸経費を重複して積算したため、予定価格が過大となっているものがあつた。

ウ ダイヤルイン方式の電話交換機に更新した場合には、利用者にダイヤルイン方式の導入を周知するとともに、電話交換業務委託の必要性を検討すべきであるが、ダイヤルイン方式へ変更後も適切な措置を行うことなく、委託契約を継続しているものがあつた。

エ 特定建築物環境衛生管理業務委託において、水質等検査業務の経費を誤って予定価格の積算に加えなかったため、予定価格が過少となっているものがあつた。

オ 庁舎改修工事及び暖房設備改修工事に係る設計業務を、業者に無償で行わせているものがあつた。

カ 校舎への点字ブロック敷設等の工事に係る設計委託の発注において、競争入札とすべきものを特段の理由もなく2件に分割し、それぞれ随意契約として見積合わせを行っているものがあつた。

キ 非営利法人のうち存立を援助する必要があると認められた法人と契約する場合には、一者と随意契約することができるが、この要件に該当しない法人と一者随意契約を行っているものがあつた。

ク 産業廃棄物処理業務委託において、業務の具体的処理内容を定めた委託業務処理要領等を作成していないものがあつた。

ケ 委託契約の執行において、医薬品等の流通備蓄業務を卸売業者に委託しているが、委託料の額の確定に当たり、医薬品の種類や数量を確認するための現地調査を、長年行っていないものがあつた。

《検討事項》

校舎清掃業務委託に係る予定価格の積算において、適用する人件費、機械器具等の損料、各業務の作業時間等が各高等学校間で異なることについて合理性が認められないことから、標準的な単価を示すなど、各学校が実態に即した合理的な積算ができるよう検討する必要がある。

4－3 その他の契約

《指摘事項》

- ア パーソナルコンピュータの賃貸借契約において、入札後に予定価格調書の記載誤りを発見したため、予定価格調書を差し替えていた。（滝川保健所）
- イ 水質検査手数料の支出において、受託者からの検査結果報告書による履行の確認を行わないまま、受託者の請求に基づいて支出していた。（常呂少年自然の家）
- ウ 家畜用医薬品の購入契約において、予定価格が2,900万円を超える場合には、北海道財務規則の特例である「物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」の規定が適用される調達契約に該当するが、この規則によらないで北海道財務規則に基づき契約を締結していた。（農政部）

《指導事項》

- ア 自動車用燃料の単価契約において、地方代行給油を想定し、一般市場価格に5%を加算した額を予定価格としているが、地方代行給油の実績はほとんどなく、不経済な支出となっているものがあった。
- イ 液晶プロジェクター等の購入において、同一性能の機種価格調査を十分に行わなかったため、予定価格が過大となっているものがあった。
- ウ 物品の購入契約において、予定価格が30万円以上の場合には、2名以上の者から見積書を徴取することとされているが、見積書を徴取しないで契約しているものや、一括して契約することが可能なものを30万円未満に分割して契約しているものがあった。
- エ 物品の購入契約において、2名の者による見積合わせを実施したが、業者の取扱品目を確認しなかったため、1名が辞退することとなり、競争性が確保されていないものがあった。
- オ 本来競争入札に付すべきものを一者随意契約により行う場合には、入札参加者指名選考委員会の審議を要することとされているが、資料の印刷契約において、この審議を経っていないものがあった。
- カ 複写サービスの供給に係る単価契約において、予定価格調書には、複写枚数の区分ごとの単価を記載しなければならないが、月間使用予定枚数から積算した月額のみを記載しているものがあった。

5 財産に係る事項

5－1 公有財産

《指摘事項》

- ア 行政財産の使用許可において、使用料の加算料金を全額徴収すべきところ、特段の理由もなくその5割の額としたため、加算料金を少なく徴収しているものが4件、5万9,114円あった。（札幌土木現業所）
- イ 第二種普通財産の貸付に当たっては、相手方からの申請に基づき、貸付の決定や貸付に係る契約を締結しなければならないが、平成14年度分について、この貸付の決定や契約の締結を行っていなかった。（環境生活部）
- ウ 苫小牧東部大規模工業基地の住宅団地用地として昭和48年から53年に先行取得した早来地区・鵠川地区の道有地が、未利用のまま長期保有地となっており、有効活用が図られていない。（経済部）

《指導事項》

- ア 行政財産の使用許可において、許可時点で加算料金を算定しないまま使用を許可しているものや、加算料金の算定に用いる建物面積等を誤ったため、加算料金を少なく徴収しているものがあった。
- イ 行政財産の使用許可に係る加算料金は、計量器等により実績が判明するものを除き、前年度実績等により年額で算定することとされているが、当年度の使用実績等に基づき、四半期ごとに算定しているものがあった。
また、第2四半期及び第3四半期の加算料金の調定を第4四半期の調定と同時にやっているものがあった。
- ウ 職員が転勤したときは、1か月以内に公宅を明け渡すこととされているが、転勤後も旧勤務地の公宅に家族を居住させている職員に対し、特別の理由もなく長期間にわたって、公宅の明け渡しを猶予しているものがあった。
- エ 公有財産台帳において、庁舎等に係る建物の公簿面積が記載されていないものや「沿革・備考」欄が未整理となっているものがあった。
- オ 公有財産である樹木について、その現況と公有財産台帳及びその附属図面とが不符合の状態となっていたが、現況調査を実施するなど適切な事務処理を行っていないものがあった。
- カ 建物の新・増築や取り壊しがあった場合には、必要な登記を行うこととされているが、その手続がとられていないものがあった。
- キ 公有財産管理者は、公有財産に相当する物件を借り受けたときは、借受物件台帳に記録することとされているが、借り受けている土地や建物について、借受物件台帳を作成していないものがあった。
- ク 庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、処分の促進を図ることとされているが、処分が進んでいないものがあった。

5－2 物 品

《指導事項》

ア 実習や試験研究等により物品が生産された場合には、物品の受入決定等を行うこととされているが、実証展示は管理委託業務や果樹栽培勤労体験学習により生産された農産物について、これらの事務処理を行っていないものがあった。

イ 委託業務の成果品について、物品として管理する必要があるものは物品の受入決定等を行うこととされているが、この手続が行われていないものがあった。

また、当該成果品を供与して行う委託契約において、物品供与に関する規定を定めず、供与の手続も行っていないものがあった。

ウ 郵便切手の管理において、受払簿等による記録管理を行っていないものや、翌年度への繰越数量は、物品購入等事務取扱要領により通常年間使用量の6分の1の範囲内とされているが、この範囲を超えて大量に繰り越しているものがあった。

エ 自動車用燃料給油カードの取扱いにおいて、交付簿の作成を行わずに給油カードの交付を行っているものがあった。

オ 物品を売り払う場合には、物品売払決定書を作成の上、売払いの手続をすることとされているが、これを作成せずに売払いを行っているものがあった。

カ 設計業務等に使用するために借り入れた事務機器について、借入時には受入決定の手続や備品記録票への記録を行い、返還時には払出決定の手続や相手方から物品受領書を徴取することとされているが、これらの手続を行っていないものがあった。

5-3 債 権

《指摘事項》

ア 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付金において、償還義務が生じた者に対して償還方法や時期の決定等の償還手続を行っていないものが6名分、806万4,000円、償還が免除される者に対して免除手続を行っていないものが8名分、1,228万8,000円あった。（札幌医科大学）

イ 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金収入の未収金について、債務者に督促をした後相当の期間を経過してもなお納入されないときは、連帯保証人に対して納入を催告しなければならないが、この催告等を全く行っていないかった。

また、消滅時効の完成により不納欠損の整理を行う場合には、債務者の時効の援用を確認するため、なお1回の履行請求を行うこととなっているが、この確認を行わずに不納欠損整理を行っているものが603件、446万8,406円あった。

さらに、児童保護措置費徴収金及び知的障害者保護措置費徴収金について、消滅時効が完成した時点で不納欠損の整理をしなければならないが、年間分をまとめて整理していた。（空知支庁）

ウ 母子福祉資金貸付金及び遺児福祉修学資金貸付金収入の未収金について、債務者に督促をした後相当の期間を経過してもなお納入されないときは、連帯保証人に対

して納入を催告しなければならないが、この催告等を全く行っていないかった。

また、消滅時効の完成により不納欠損の整理を行う場合には、債務者の時効の援用を確認するため、なお1回の履行請求を行うこととなっているが、この確認を行わずに不納欠損整理を行っているものが83件、110万7,615円あった。（留萌支庁）

エ 入院医療費の未収金について、債務者に督促をした後相当の期間を経過してもなお納入されないときは、保証人に対して納入を催告しなければならないが、この催告等を全く行わないで消滅時効が完成しているものが37件、67万4,190円あった。

（小児総合保健センター）

《指導事項》

母子福祉資金貸付金等収入の未収金については、債務者や連帯保証人への催告を適切に行うとともに、滞納の実態を踏まえ効果的な督促に努めなければならないが、これらの事務処理等が適切に行われていないものがあった。

6 工事（技術）に係る事項

6-1 設 計

(1) 環境への配慮が十分でないもの

《指導事項》

道路改良工事において、既設路盤材は骨材試験を行うなどして再利用を検討することとされているが、この検討を行っていないものがあった。

(2) 設計変更の内容が適切でないもの

《指導事項》

農道工事において、設計変更の対象とならないすき取り物の数量について設計変更を行ったため、積算が過大となっているものがあった。

(3) 設計基準が明確でないもの

《検討事項》

治山工事において、掘削に伴う草・笹・草の根等の剥ぎ取り表土の扱いが明確になっていないので、その取扱い方法等について検討する必要がある。

6-2 積 算

(1) 歩掛りの適用が適切でないもの

《指導事項》

ア 用水路周辺の環境整備工事において、切土法面整形に当たり、機械作業の歩掛りを適用すべきところを、工費の高い人力作業の歩掛りを適用しているものがあった。

イ 治山工事において、仮設道路の盛土は、道路土工の盛土歩掛りを適用すべきところを、工費の高い山腹工の埋戻し歩掛りを適用しているものがあった。

ウ 林道工事等において、バックホウやブルドーザの機種の選定に当たり、施工能力の大きな機種としたため、積算が過少となっているものがあった。

エ 海岸環境整備工事において、人工磯の基礎割石を敷き並べる石工の人数を少なく積算しているものがあった。

オ 道路改良工事において、土砂の掘削・運搬・盛土の歩掛りは、土量の変化率を用いて適用することとされているが、変化率の適用区分を誤ったため、積算が過少となっているものがあった。

カ 農道工事において、掘削残土を運搬する歩掛りの適用に当たり、運搬距離の算定を誤ったため、積算が過少となっているものがあった。

キ かんがい施設工事において、コンクリートの打設に用いるポンプ車の歩掛りの適用区分を誤ったため、積算が過少となっているものがあった。

ク 草地整備工事において、土の排水性を改良する作業の積算に当たり、土の乾湿区分を誤ったため、積算が過少となっているものがあった。

(2) 単価の算定・適用が適切でないもの

《指導事項》

ア 治山工事において、工事場所の平均勾配により山林砂防工の単価を適用すべきところを、単価の安い普通作業員の単価を適用しているものがあった。

イ 道路改良工事において、必要な資材の付属品や割増経費等を考慮せずに単価を算定しているものがあった。

(3) 数量の算定が適切でないもの

《指導事項》

ア 道路改良工事において、コンクリート擁壁の施工に必要な作業用足場の面積が過大となっているものがあった。

イ 用水路工事において、仮設道路への鉄板の敷設に当たり、一部転用することとしているが、転用する延長を誤ったため、積算が過大となっているものがあった。

ウ 道路改良工事等において、土積計算を誤ったため、掘削土量、盛土量及び運搬捨土量が過大や過少となっているものがあった。

エ 農道工事において、路床仕上げ面積や凍上抑制層の数量が過少となっているものがあった。

オ 道路改良工事において、橋台の施工に当たり、仮設の河川汚濁防止施設のフィルター面積を誤ったため、積算が過少となっているものがあった。

カ 下水道工事において、11月1日以降の期間に適用する現場管理費率の冬期補正の対象日数を誤って算定したため、積算が過少となっているものがあった。

キ 農道工事等において、土砂の掘削費、積込費、運搬費等を積算していないものがあった。

ク 道路改良工事において、コンクリート構造物を取り壊し、産業廃棄物として処理することとしているが、取壊し経費を積算していないものがあった。

(4) その他

《指導事項》

ア 建築工事において、建築、電気設備、機械設備工事を合併工事として施工しているが、諸経費の積算を各工種の単独工事としたため、積算が過大となっているものがあった。

イ 建築工事において、複数棟の工事を一括発注しているが、諸経費の積算を各棟ごとに積算したため、積算が過大となっているものがあった。

ウ 道路改良工事において、重建設機械の現場内の移動に当たり、共通仮設費として積算している運搬費を重複して積算しているものがあった。

エ 漁港工事等において、重建設機械の分解組立運搬費や現場内の移動に必要な分解組立費を積算していないものがあった。

オ 排水路工事において、仮設道路に使用している敷鉄板の転用に当たり、移設に必要な運搬費を積算していないものがあった。

カ 道路改良工事において、機械施工をするために仮設道路を設置しているが、この撤去費を積算していないものがあった。

キ 漁港工事において、岸壁の上屋工事のうち外構部分の諸経費は、土木工事積算要領により積算すべきところを営繕工事積算要領により積算したため、積算が過少となっているものがあった。

ク 河川災害復旧工事等において、施工地域・工事場所の区分に応じた共通仮設費率及び現場管理費率の補正に当たり、市街地の補正値を適用すべきところを地方部の補正値を適用したものや、山間僻地や市街地等における補正を行わなかったため、積算が過少となっているものがあった。

《検討事項》

建築工事における外構工事の積算において、施工地域の区分に応じた共通仮設費率及び現場管理費率の補正を行っていないので、この補正の適用について検討する必要がある。

6-3 その他

《指導事項》

ア 砂防工事等において、工期の設定が、工事規模等に応じて定められている標準工期と異なっているものがあった。

イ 用水路工事において、管水路の延長を概数により発注しているが、通常的设计変更により処理することとされている工事起点等の変更を、概数の確定に伴う設計変更により一括して処理しているものがあった。

ウ 急傾斜地崩壊防止工事において、設計変更に当たり、設計図書と工事現場の形状等が一致しない場合には、監督員と現場代理人とで確認書を作成することとされて

いるが、これを行っていないものがあった。 エ 農業土木工事等において、監督員を2名指名しているが、監督員の分担する事項を監督員に指示していないものや、請負人に通知していないものがあった。 オ 河川改修工事等の調査設計委託において、業務担当員を2名指名しているが、業務担当員の分担する事項を受託者へ通知していないものがあった。 7 経営管理に係る事項 《指摘事項》 北海道競馬の経営は、勝馬投票券収入の減少などにより極めて厳しい状況になっている。(農政部) 8 その他の事項 8-1 公用車の交通事故 《指摘事項》 公用車による交通事故が発生し、多額の賠償金及び修繕費用の支出等があった。(畜産試験場、札幌土木現業所、留萌土木現業所、石狩支庁、空知支庁、上川支庁、日高支庁、警察本部) 8-2 火災、盗難、亡失等 《指摘事項》 ア 公宅からの落雪による人身及び物損事故が発生し、賠償金として1,203万6,048円の支出があった。(上川支庁) イ 平成10年4月に施行された道路交通法の一部改正により、運転免許の取消しを受けた者は、3年間から5年間免許を取得できないこととされたが、この取扱いを誤って教示したため、自動車学校に納めた授業料等について賠償を求められ、これに係る賠償金として9件、110万4,865円の支出があった。(警察本部) 《指導事項》 ア 校舎内で火災事故が発生し、修繕費用を支出しているものがあった。 イ 公用車やパーソナルコンピュータの損傷事故が発生し、修繕費用を支出しているものがあった。 ウ 保護児童の体育のためのソフトボール競技中に、打球により乗用車を破損する事故が発生し、賠償金を支出しているものがあった。 エ 交通信号機からの氷雪の落下や漁港臨港道路の管理瑕疵等による物損事故が発生し、賠償金を支出しているものがあった。 8-3 職員の不祥事 《指摘事項》 自宅に入居している職員が、借家に入居しているとして住居届や賃貸借契約書などの関係書類を作成し、9か月分、24万3,000円を不正に受給していた。	(歌志内高等学校) 《指導事項》 平成12年度の道道穂別鶴川線の用地補償の実施に当たり、実在しない納屋2棟の積算書を作成するとともに、既存の建物の建築年次等を偽ることにより、用地補償費が過大となっているものがあった。 8-4 その他 《指導事項》 ア 出張中であっても用務地で週休日に勤務を命ずる場合には、週休日の振替又は時間外勤務命令を行うこととされているが、いずれの措置も行わずに勤務させているものがあった。 イ 職員の自家用車を公務のために使用することは、やむを得ない場合に限り、事前に承認を得ることにより認められているが、事前の承認を得ないで自家用車で出張しているものがあった。 ウ 臨時職員を任用する場合には、他に職を有する者は任用しないこととされているが、履歴書の記載内容を十分に確認せずに有限会社の役員を臨時職員として任用しているものがあった。 エ 小中学校職員の給与に係る事務処理において、「給料等支給明細(領収)書」に職員の受領印や給与取扱責任者の支払証明のないものなどがあった。 オ 証拠書類の保管において、扶養親族届や扶養手当認定簿を紛失しているもの、旅行命令簿や工事契約書等を紛失しているものなどがあった。
道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第119号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年9月9日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年9月9日に一般競争入札の公告を行うユーロコプター式A S 365 N 2型機体(だいせつ1号)10年定期点検契約	

- (2) 資 格 ユーロコプター式A S 365 N 2型機体（だいせつ1号）10年定期点検契約の資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 ユーロコプター式A S 365 N 2型機体（だいせつ1号）10年定期点検

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年9月1日現在において引き続き2年以上回転翼航空機の修理事業を営んでいること。
- (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 3トン以上の回転翼航空機の製造又は修理の能力があること。
- (8) 製造者のユーロコプター社と業務提携をして、ユーロコプター式A S 365 N 2型ヘリコプターのAircraft Maintenance And Airframe Major Inspectionの指定を受けていること。
- (9) 国土交通省が発行する事業場認定書を受けていること。
- (10) 経済産業省が発行する航空機用機器修理方法認定証を受けていること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年9月9日から10月7日までの間にしなければならない。

- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部地域部航空隊

イ 提出先の所在地 札幌市東区栄町964番地

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第120号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年9月9日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ユーロコプター式A S 365 N 2型機体（だいせつ1号）10年定期点検 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 履 行 期 日 平成16年2月27日
- (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 平成15年北海道警察本部告示第119号に規定するユーロコプター式 A S 365 N 2 型機体(だいせつ1号)10年定期点検契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
- 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課)
- (2) 入 札 日 時 平成15年10月21日 午前10時(送付による場合は、必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 落札者の決定方法
- 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 8 契約書作成の要否
- 要
- 9 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2282

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. The nature and quantity of the services to be procured : Eurocopter Model AS365N2 (Daisetsu- I) 10-year inspection repair services

B. Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., October 21, 2003

C. For further information, please contact : Facilities Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520, Japan
Phone : 011-251-0110 Extension. 2282

北海道警察本部告示第121号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年9月9日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年9月9日に一般競争入札の公告を行う映像射撃シミュレータ装置の賃貸借契約

(2) 資 格 映像射撃シミュレータ装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 映像射撃シミュレータ装置の賃貸借

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年9月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)の資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年9月9日から10月3日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第122号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年9月9日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
映像射撃シミュレータ装置の賃貸借 9式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成16年3月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年2月28日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道警察本部告示第121号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課） (2) 入 札 日 時 平成15年10月21日 午前11時（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否 要 9 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額1月当たりの単価の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011－251－0110 内線 2236 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	(6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 10 Summary A. The nature and quantity of products to be procured : Rental of Visual Shooting Simulator Equipment Systems, 9sets B. Bid tendering time and date : 11 : 00 A. M., October 21, 2003 C. For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Extension. 2236
---	--

